

株式会社 e n i s h

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社 e n i s h と称し、英文では e n i s h , i n c . と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピューターのソフトウェアの開発、販売及び輸出入
2. インターネット及び携帯情報端末機を活用した広告マーケティング・システムの企画、開発及び運営並びに通信販売業務
3. インターネット、携帯電話網、その他通信システムを利用したセールスプロモーション、広告配信及びマーケティング情報の分析・加工・配信・データベース管理
4. インターネット、携帯電話網、その他通信システムを利用したデジタルコンテンツの企画、開発、制作、運営、配信及びコンサルティング
5. インターネット、携帯電話網、その他通信システムを利用したウェブサイトの企画、制作、運営及び請負業務
6. インターネット、携帯電話網、その他通信システムを利用した新規事業のプロデュース、ビジネスモデルの企画・設計、立ち上げ支援及びマネジメント業務
7. インターネットサービスの企画、開発、運営及びコンサルティング
8. コンピュータネットワークシステム及びインターネットサーバーシステムの構築、設計、保守、管理及び運営
9. サーバーによる各種デジタル情報の保管・管理
10. 情報処理・提供サービス業
11. 衣料品、化粧品、雑貨に関する物品の製造、販売及びレンタル業
12. 古物の売買、受託販売並びに仲介
13. 書籍、雑誌、印刷物及び電子出版物の企画、制作、翻訳、出版及び販売
14. インターネット及びカタログ等による通信販売業務
15. イベントの企画及び運営
16. キャラクターグッズに関する企画、デザインの制作及び販売
17. インターネット異性紹介サービス業
18. 結婚仲介及びブライダル情報の提供
19. 旅行業法に基づく旅行業
20. 電子商取引及び電子決済システムの企画、開発、設計、販売、賃貸、運用及びこれらの代理業
21. 広告、宣伝に関する企画、制作及び広告代理業
22. デジタルコンテンツの売買及び輸出入
23. 労働者派遣事業、職業紹介事業並びに人材の職業適性能力開発業務
24. 暗号資産及びブロックチェーンに関するプラットフォーム、アプリケーションの企画、開発、運営
25. 暗号資産の企画、開発、発行及び管理
26. 暗号資産に関するシステムの提供及びコンサルティング

27. 資金決済に関する法律による前払式支払手段の企画、開発及び管理並びに資金移動に関する業務
28. ベンチャー企業に関する情報の収集並びにこれに対する投資、育成、支援及びコンサルティング
29. 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社が発行することができる株式の総数は、48,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当社の発行する株式の種類並びに株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、株主権行使の手續きその他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

(基準日)

第 12 条 当社は、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(株主総会の招集)

第 13 条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(株主総会の招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により代表取締役がこれを招集し、議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等の電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(議事録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は、3名以上9名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。

2. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 代表取締役は、取締役の中から取締役会の決議をもって選定する。

2. 取締役会は、その決議によって社長1名を選定し、必要に応じて副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、かつその議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が招集し、議長になる。

(取締役会の招集手続)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、取締役会の日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

2. 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(社外取締役の責任の限定)

第30条 当会社は、社外取締役との間で会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第31条 当会社の監査役は、3名以上とする。

(監査役の選任)

第32条 監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。

2. 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。
ただし、前条第2項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

(常勤監査役)

第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第38条 監査役会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第40条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(社外監査役の責任の限定)

第41条 当社は、社外監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第42条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

(期末配当等)

第43条 当社は、株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を行う。

(中間配当)

第44条 当社は、取締役会の決議により、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して金銭による中間配当を行うことができる。

(配当金等の除斥期間)

第45条 配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の配当金には利息をつけない。